

神奈川県地球温暖化対策計画書審査会規則の一部を改正する規則

神奈川県地球温暖化対策計画書審査会規則（平成21年神奈川県規則第74号）の一部を次のように改正する。

第2条中「第17条第2項の規定による事業活動温暖化対策計画書又は同条例第39条第2項の規定による特定開発事業温暖化対策計画書の内容の改善の求め」を「に基づく事業活動温暖化対策計画書に係る実績報告書等の評価、事業活動、建築物又は開発事業に関する地球温暖化対策の推進等に関する重要事項等」に、「報告する」を「報告し、又は意見を建議する」に改める。

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。